

容器包装廃棄物分別収集計画
(第 11 期)

令和 7 年 9 月
神奈川県三浦郡葉山町

葉山町分別収集計画

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本町では、鎌倉市、逗子市と2市1町の広域で廃棄物の共同処理を行っており、令和2年8月に策定した「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」に基づき、資源の無駄をなくし、環境負荷の少ない循環型社会の形成に資するゼロ・ウェイストの実現を目指している。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「法」という。）第8条に基づいて容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環法」という。）に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画に基づき、容器包装廃棄物や製品プラスチックの3Rを推進することによって、廃棄物の減量や温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ごみの資源化、減量化指導の徹底及び広報活動の強化
- ・集団資源回収及び拠点回収の拡充

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	2,868 t	2,854 t	2,837 t	2,818 t	2,797 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、アンケート調査等により町民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する。

（1）環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、クリーンセンター施設の見学会などあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対してごみの資源化、減量化について情報提供し、認識を深めてもらう。

（2）資源回収の支援

町内会・自治会がそれぞれ業者と契約を行い、ごみの減量化及び資源化の推進に向けた自主的な回収に対し、資源物の回収量に応じて奨励金を支給することで、地域のコミュニティ活動などに有効に活用してもらう。

（3）過剰包装の抑制

簡易包装の協力店や商店街等との地域協定、優良店表彰制度等を導入するなど、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

（4）再生資源、再利用容器の利用促進

リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用・販売を促進する。

（5）「はやまクリーンプログラム」

町民、行政、事業者が連携、協働するとともに3Rについて優先順位を意識し、創意工夫により可能な限りプラスチック製品を使用しない、作らせない、また、再生利用にも環境負荷の低減を図るなどの取組を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集を実施する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、本町が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分						
主としてスチール製の容器	スチール缶						
主としてアルミ製の容器	アルミ缶						
主として <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: none;"> </td> <td style="border: none;">無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> </td> <td style="border: none;">茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> </td> <td style="border: none;">その他のガラス製容器</td> </tr> </table> ガラス製の容器		無色のガラス製容器		茶色のガラス製容器		その他のガラス製容器	無色透明びん 茶色びん その他のびん
	無色のガラス製容器						
	茶色のガラス製容器						
	その他のガラス製容器						
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック						
主として段ボール製の容器	段ボール						
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル						
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）						
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装（容器包装プラスチック）						
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック						

**８ 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、
容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量及び
製品プラスチックの量の見込み（法第８条第２項第４号）**

	８年度		９年度		１０年度		１１年度		１２年度	
主としてスチール製の容器	５２ ｔ		５２ ｔ		５１ ｔ		５１ ｔ		５１ ｔ	
主としてアルミ製の容器	６７ ｔ		６７ ｔ		６７ ｔ		６６ ｔ		６６ ｔ	
無色のガラス製容器	(合計) １３８ ｔ		(合計) １３７ ｔ		(合計) １３６ ｔ		(合計) １３５ ｔ		(合計) １３４ ｔ	
	(引渡額) １３８ｔ	(独自処理額) ｔ	(引渡額) １３７ｔ	(独自処理額) ｔ	(引渡額) １３６ｔ	(独自処理額) ｔ	(引渡額) １３５ｔ	(独自処理額) ｔ	(引渡額) １３４ｔ	(独自処理額) ｔ
茶色のガラス製容器	(合計) ６０ ｔ		(合計) ６０ ｔ		(合計) ６０ ｔ		(合計) ５９ ｔ		(合計) ５９ ｔ	
	(引渡額) ６０ｔ	(独自処理額) ｔ	(引渡額) ６０ｔ	(独自処理額) ｔ	(引渡額) ６０ｔ	(独自処理額) ｔ	(引渡額) ５９ｔ	(独自処理額) ｔ	(引渡額) ５９ｔ	(独自処理額) ｔ
その他のガラス製容器	(合計) １２１ ｔ		(合計) １２０ ｔ		(合計) １１９ ｔ		(合計) １１９ ｔ		(合計) １１８ ｔ	
	(引渡額) １２１ｔ	(独自処理額) ｔ	(引渡額) １２０ｔ	(独自処理額) ｔ	(引渡額) １１９ｔ	(独自処理額) ｔ	(引渡額) １１９ｔ	(独自処理額) ｔ	(引渡額) １１８ｔ	(独自処理額) ｔ
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	２１ ｔ		２１ ｔ		２１ ｔ		２１ ｔ		２１ ｔ	
主として段ボール製の容器	５５３ ｔ		５５０ ｔ		５４７ ｔ		５４３ ｔ		５３９ ｔ	
主として紙製容器包装であって上記以外のもの	(合計) ｔ		(合計) ｔ		(合計) ｔ		(合計) ｔ		(合計) ｔ	
	(引渡額) ｔ	(独自処理額) ｔ	(引渡額) ｔ	(独自処理額) ｔ	(引渡額) ｔ	(引渡額) ｔ	(独自処理額) ｔ	(引渡額) ｔ	(独自処理額) ｔ	(引渡額) ｔ
主としてポリエチレンテレフタレート（ＰＥＴ）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) １０２ ｔ		(合計) １０２ ｔ		(合計) １０１ ｔ		(合計) １００ ｔ		(合計) １００ ｔ	
	(引渡額) １０２ｔ	(独自処理額) ｔ	(引渡額) １０２ｔ	(独自処理額) ｔ	(引渡額) １０１ｔ	(独自処理額) ｔ	(引渡額) １００ｔ	(独自処理額) ｔ	(引渡額) １００ｔ	(独自処理額) ｔ
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) ５８８ ｔ		(合計) ５８５ ｔ		(合計) ５８１ ｔ		(合計) ５７７ ｔ		(合計) ５７３ ｔ	
	(引渡額) ５８５ｔ	(独自処理額) ３ ｔ	(引渡額) ５８２ｔ	(独自処理額) ３ ｔ	(引渡額) ５７８ｔ	(独自処理額) ３ ｔ	(引渡額) ５７４ｔ	(独自処理額) ３ ｔ	(引渡額) ５７０ｔ	(独自処理額) ３ ｔ
	(合計) ３ ｔ		(合計) ３ ｔ		(合計) ３ ｔ		(合計) ３ ｔ		(合計) ３ ｔ	
	(引渡額) ｔ	(独自処理額) ３ ｔ	(引渡額) ｔ	(独自処理額) ３ ｔ	(引渡額) ｔ	(独自処理額) ３ ｔ	(引渡額) ｔ	(独自処理額) ３ ｔ	(引渡額) ｔ	(独自処理額) ３ ｔ
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	(合計) ｔ		(合計) ２１５ ｔ		(合計) ２１４ ｔ		(合計) ２１３ ｔ		(合計) ２１１ ｔ	
	(引渡額) ｔ	(独自処理額) ｔ	(引渡額) ｔ	(独自処理額) ２１５ｔ	(引渡額) ｔ	(独自処理額) ２１４ｔ	(引渡額) ｔ	(独自処理額) ２１３ｔ	(引渡額) ｔ	(独自処理額) ２１１ｔ

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

各容器包装廃棄物の推計にあたっては原則として令和2年度から令和6年度までの月毎の排出原単位の平均値に推計人口予測を乗じて推計を行い、各容器包装廃棄物の出荷量等を加味しながら、現実的な推計結果を採用する。

なお、推計人口については、葉山町人口推計の数値を採用する。

●将来人口

項目／年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
将来人口 (人)	32, 443	32, 276	32, 083	31, 869	31, 636

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行うとともに、効率的かつ質の高い資源回収を実施することを鑑み、ごみと資源物の区分を明確化するとともに、これまでの行政収集と地域で取り組む資源回収を融合させた回収方式による資源回収を実施する。

《分別収集体制》

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集運搬段階	選別保管段階
スチール缶 アルミ缶	スチール缶 アルミ缶	集団回収による指定日分別収集 (資源ステーション収集)	集団回収業者による直接資源化
無色ガラス 茶色ガラス その他ガラス	無色透明びん 茶色びん その他のびん	委託業者による指定日分別収集 (資源ステーション収集)	町直営で選別保管
飲料用紙製容器	紙パック	集団回収による指定日分別収集 (資源ステーション収集)	集団回収業者による直接資源化
段ボール製容器	段ボール	集団回収による指定日分別収集 (資源ステーション収集)	集団回収業者による直接資源化
P E Tボトル	ペットボトル	委託業者による指定日分別収集 (資源ステーション収集)	町直営で保管
容器包装プラスチック	容器包装プラスチック	町直営による指定日分別収集（戸別収集）	事務委託による逗子市での処理
白色トレイ	白色トレイ	委託業者による指定日分別収集	町直営で保管

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現有施設については、容器包装廃棄物等の搬出入や保管が円滑かつ効率的になるよう、令和3年度から令和7年度にかけて再整備（解体、造成、建設）を実施した。容器包装廃棄物のうち、容器包装プラスチックについては、逗子市との広域連携により、令和2年度から事務委託による処理を実施している。その他の容器包装廃棄物については、当面現状の処理を維持する。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

町民等の意見、要望等を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、町内会や自治会、ごみボランティア等との協働によりきめ細かな啓発及び分別指導を実施する。

また、効率的且つ質の高い資源の回収を促進するため、ごみと資源物の区分を明確化するとともに、これまでの行政収集と地域で取り組む集団回収を融合させた回収方式による資源回収を地域との協働により実施し、奨励金の交付、優良団体の表彰などの支援を実施するとともに、より解りやすく、出しやすい資源回収方法の検討を進める。

さらに、温室効果ガス削減等の環境負荷低減にも積極的に取り組む。

なお、毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録するとともに、排出増減要因を分析し、3年後の計画改定時にはその記録を基に事後評価を実施するものとする。